

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（仮称）について（概要）

1 趣旨

法科大学院における教育の充実を図る観点から，裁判官及び検察官その他の一般職国家公務員を，継続的・安定的に法科大学院の教員として派遣することを可能にするための措置を講ずる。

2 概要

職務を行いつつ，職務とともに法科大学院の教員としての業務を行う方式（いわゆるパートタイム型）及び 職務を行わず，専ら法科大学院の教員としての業務を行う方式（いわゆるフルタイム型）の2つの派遣形式を整備する。

裁判官・検察官のみならず，一般職の国家公務員も派遣の対象とする。

派遣は，法科大学院の要請に応じ，派遣される者の同意を得て行われる。

派遣される者は，その身分を保有したまま，法科大学院の教員としての業務を行う。

派遣を受けた法科大学院は，派遣された者の報酬等について相応の負担をする。

派遣された者が給与その他の処遇面において不利益を受けることのないようにするため，必要な措置を講ずる。